

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛媛県南宇和郡愛南町

2 構造改革特別区域の名称

愛南町地域共生型福祉サービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛媛県南宇和郡愛南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 愛南町の特性

本町は、平成16年10月の南宇和郡内4町1村（内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町）による合併により愛南町となり、行政区域が拡大された。

「愛南町」という町名には、愛媛県の南に位置し、ここに住む人たちが町を愛し、地域や人を愛して、みんなが仲良く助け合って、元気な町になって欲しいという願いが込められている。

愛南町は、南は黒潮踊る太平洋を臨み、西は豊後水道に面している自然環境に恵まれた地域である。海岸部は典型的なリアス式海岸で、日本でも指折りの景勝地であり「足摺宇和海国立公園」にも指定されている。

平成20年4月1日現在の人口は26,435人で、面積は239km²であり、古くから一本釣やまき網などの漁船漁業が盛んで、近年は魚貝類の養殖業が発展した、水産業が中心の町である。

(2) 愛南町の障害者福祉施策

愛南町では、障害のある人もない人も、だれもが「共に生きる地域社会づくり」を目指し、身体・知的・精神の障害者団体や関係機関が連携し、官民一体となって広く町民の理解と協力を求めてきた。しかしながら社会の急速な変化により、障害者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、障害者ニーズの高度化や多様化により課題は山積している。

障害者に対する支援サービスについては、平成18年度から障害者自立支援法の体系に移行し、新たに利用者負担が発生することにより、低所得者やサービス利用度が高い重度障害者への支援が重要課題となった。

障害者の社会的自立を目指し、小規模作業所やグループホームを中心に福祉就業に取り組んできたが、町の主幹産業の不振により受託作業なども激減し、安定した運営が厳しい状況になった。また、民間事業所においては成果主義的人事管理、リストラ、アウトソーシングなどに起因して就労環境が悪化する例がみられ、障害者の一般就労への道も依然厳しいものがある。

本町では、地域の精神保健・医療・福祉に携わる者が一同に会する場として「南宇和心の健康を考える会」を設置し、官民一体となって精神保健福祉活動に取り組んできた。今後も精神障害者への偏見、差別を身近な課題としてとらえ、障害者全体の社会参加を進める必要がある。また、障害者の社会参加を阻害している大きな要因となっている、まちのバリアフリー化や、移動制約者に対する移送手段の確保も重要な課題となっている。

また、南海大地震の発生が危惧されており、地震や台風などの災害発生時において、障害者や高齢者などの災害時要援護者の安全を確保するための支援対策も、大きな課題となっている。

本町における障害者手帳の所持者数は表1のとおりであり、その数は年々増加の一途をたどっている。

表1 障害者手帳の所持者数 (平成20年4月1日現在)

人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
26,435人	1,380人	218人	44人

(3) 愛南町の障害児(者)をとりまく環境

本町の障害児(者)の日中活動系サービス事業所及び居住系サービス事業所は表2のとおりであるが、各事業所の定員が少ないため、障害児(者)のニーズに十分対応できていない状況である。

愛南町内の障害児(者)への日中活動及び居住支援事業所の状況

(平成20年4月1日現在)

施 設 の 種 別		施設数	定 員 等
日中活動系サービス事業所	児童デイサービス	1	10人
	就労継続支援(A・B型)	2	30人
	地域生活支援事業関係	5	36人
	短期入所(障害施設)	1	4人(知的更生施設)
居宅系サービス事業所	共同生活援助	1	6人
	福祉ホームB型	1	18人
	旧体系知的障害者更生施設	1	50人

5 構造改革特別区域計画の意義

平成17年度～平成18年度に「愛南町障害者福祉計画」策定のために開催した、地域福祉座談会並びにワーキンググループにおける各委員の意見の中で、障害者の方が住み慣れた地域で住み続けるには、障害児（者）の利用できるサービスが少ない問題があげられている。このことは、とりもなおさず「入所施設」又は「送迎のある町外施設」を選択するという、町内における障害福祉サービス利用の現状につながる一因となっている。

また、町内で通所による利用が可能なサービスも、知的障害者更生施設（旧体系）が主体となっていることから、今後はサービスの多様化が切望されているところである。

このような現状から、今後、障害児（者）が住み慣れた地域で住み続けるうえで、身近な地域でサービスを受けることが必要であり、その基盤の充実が急がれるところである。

本構造改革特別区域計画の認定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）の受入れが可能となることから、障害福祉サービスの選択肢の増加につながり、より身近な地域での生活が充実し、自立の促進が見込まれるものである。具体的には以下の点において、大きな意義をもつものである。

- ① 障害児（者）が、住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所でサービスを利用することが可能となる。
- ② 高齢者、障害児（者）が同じ事業所で、小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを利用することが可能になることにより、交流の輪が広がり共生の意識が生まれる。
- ③ 上記①及び②により、障害児（者）が地域で自立し、安心して生活できるようになる。

以上のような点において、本計画の認定は意義のあるものであるといえる。

6 構造改革特別区域計画の目標

愛南町では、平成18年度から平成23年度までを計画期間とした「愛南町障害者福祉計画」を策定し、その計画の中で、次のことを基本方針としている。

障害の有無にかかわらず、誰もが差別されない社会、差異や多様性を認めあい町民相互の連帯やこころのつながりにより共生の社会を築くという「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づき、「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、「住民が生き生きと安心して暮らせる美しい町！愛南町」の実現をめざし、

- 1 地域における自立生活の支援
- 2 社会参加の促進と就労支援
- 3 人にやさしいまちづくり

の3点を推進の柱としており、本構造改革特別区域計画の目標もこれに呼応するもの

である。

地域での生活の充実と、住み慣れた地域で安心してサービスを利用できる環境の整備のため、特例措置 9 3 4（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、課題となっている地域での障害福祉サービスの充実を図るものである。

また、空き住宅等の活用などにより、過疎地域での整備促進が図られ、愛南町全域での福祉サービス利用環境の整備が大きく前進するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 障害児（者）サービスの向上と家族等介護者の負担の軽減

住み慣れた地域の中で福祉サービスが利用できるようになることによって、障害児（者）の事業所等への送迎時間が短縮され、通所が容易になる。また、指定小規模多機能型居宅介護事業所には休業日がないことから、家族等の介護者の負担軽減に大きな効果がある。

(2) 計画区域内での福祉サービス供給量の増加

障害児（者）が福祉サービスを利用しやすい環境を整備することにより、これまで社会資源の不足によりサービスを利用できなかった障害児（者）にも利用の機会が広がり、地域の障害児（者）の社会参加の機会が増加し、障害児（者）の自立した社会生活の推進が図られる。

(3) 個人を尊重した地域社会の構築

高齢者、障害児（者）が同じ事務所内でサービスを利用することにより、世代間交流が図られる。また、地域社会の中で、住民が障害について正しく認識し、人権を尊重する地域コミュニティの形成が図られ、ノーマライゼーションの意識の浸透、啓発につながる。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の経営安定と福祉ビジネスの創出

指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡充により、サービスの利用率が向上し、事業所の経営の安定と効率的で質の高いサービスの提供が可能となる。

また、NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

8 特定事業の名称

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所職員研修会の開催

愛南町において、障害児（者）を受け入れる小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対する、障害者福祉分野に関する研修を実施する。

(2) 障害児（者）日中一時支援事業

指定小規模多機能型居宅介護事業所等で、一時的に支援が受けられない障害児（者）に、日中活動の場を提供する事業を実施する。

また、愛南町障害者地域生活支援事業の実施事業所を増加させることで、身近な施設でサービスを利用できるようになり、送迎等に関わる利用者や家族等の介護者の負担軽減を図ることができる。

(3) 地域活動支援センター設置事業

障害者の日中活動の場、働く場として位置付けられてきた小規模作業所が、障害者自立支援法における地域活動支援センターに移行することで、活動の基盤を確立させ、障害者の日中活動の場などを確保する。

(4) 障害者相談支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業における相談支援事業を実施することにより、障害者やその介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

本町では、直営の愛南町障害者（児）相談支援センターと、町内及び隣接市内にそれぞれ各1箇所相談支援事業を委託している。

別紙

1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員および利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

① 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称 財団法人 正光会

住所 宇和島市柿原1280番地

② 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称 小規模多機能型居宅介護事業所 アロハ

住所 南宇和郡愛南町城辺甲2934番地

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

いちごの里（知的障害者更生施設）、おれんじくらぶ（児童デイサービス）等の職員を講師として招き研修を行い、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を取得する。

また、他の特区において既に障害児（者）に対するサービスを提供している事業所の職員を講師として招き研修会等を開催するとともに、障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

愛南町では、愛南町障害者福祉計画の基本方針として、次のことを提言している。

「障害の有無にかかわらず、誰もが差別されない社会、差異や多様性を認めあい町民相互の連帯やこころのつながりにより共生の社会を築くという『ソーシャルインクルージョン』の理念に基づき、『支えあい健やかに暮らせるまちづくり』、『住民が生き生きと安心して暮らせる美しい町！愛南町』の実現をめざす。」

しかし、本町では、障害のある人の日中生活や家族のレスパイト等を支えるサービスが数少なく、まだ十分に整備されていないのが現状である。そこで、本特例措置を活用することにより、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害のある人が高齢者とともに地域に密着した小規模な家庭的雰囲気の中で日中活動や宿泊サービスを利用できることによって、より豊かな地域生活を送ることへの支援につながるとともに、お互いに共生し合うまちづくりの活性化につながるものとする。

また、障害のある人々が地域社会の中で自立生活をしていくことで、障害者が障害のない人とともに社会の構成員として共生することを促進するとともに、地域の障害に対する理解をより深めることができるようになる。

以上のことから、本特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児（者）を受け入れ、福祉サービスを提供することは、本町において必要かつ意義のあることであるとする。

(2) 要件適合性を認めた根拠

① 小規模多機能型居宅介護事業所 アロハ

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の合計数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 9人

※ 障害児（者）の受け入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積 48.12㎡
- イ 基準上の必要面積 45.00㎡ (3㎡×15人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とすること。

- ア 個室の数 6室
- イ 各個室の床面積 9.55㎡～16.06㎡
- ウ 個室以外の宿泊室の面積 30.55㎡
- エ 基準上の必要面積 22.29㎡ (7.43㎡×3人)

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たな職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人・利用者数6人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	7		1		1	
非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）	7		/		/	
基準上の必要人数（人）	6		1		1	
適否	適		適		適	